

令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人琉球大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表する。

1. 令和7年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている事業に①「電気の供給を受ける契約」、②「自動車の購入等に係る契約」、③「船舶の調達に係る契約」、④「省エネルギー改修事業(ESCO 事業)に係る契約」、⑤「建築物の設計に関する契約」、⑥「建築物の維持管理に関する契約」、⑦「建築物の改修に関する契約」、⑧「産業廃棄物の処理に係る契約」があり、そのうち、②「自動車の購入等に係る契約」、③「船舶の調達に係る契約」、④「省エネルギー改修事業(ESCO 事業)に係る契約」、⑧「産業廃棄物の処理に係る契約」に関する実績はなかった。

①「電気の供給を受ける契約」、②「自動車の購入等に係る契約」及び⑥「建築物の維持管理に関する契約」はあったものの、環境配慮契約に該当する契約ではなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

○ 環境省による環境配慮契約法基本方針等を、大学内の関係部署へ周知を図った。